川越市政だより

No. 63　発行所　埼玉県川越市役所　印刷所　株式会社青山印刷所

◎農地等所有状況調査の公開

八月一日現在で皆さんから申告された状況を次の場所で公開しておりますからご覧下さい。

（川越市農業委員会）

期間　自九月一日　至同　三十日

場所　川越市農業委員会事務所　各支所

区分	小学校	中学校
所在地	大字鴨田 331	大字石田本郷 730
学校長	大野利司	山田民平
児童・生徒数	623	295
学級数	15	7
教員数	19	11
PT会長	竹野谷茂	同　左
教育振興会長	須賀喜久治	同　左

改正地方自治法の概要

各制度を簡素に合理化

九月一日から施行

県や市町村の組織や運営についての基本法である地方自治法の一部がさきの国会で改正され九月一日から施行されました。

改正の主な点は次のようなものです。

都道府県と市町村との地位、権能が明確にされたこと。

県と市町村との事務配分の基本が明らかにされ、市町村は基礎的な団体としてひろく一般的な事務を取扱い、県は広域的の団体として、広域にわたる事務（例総合開発）統一的な事務（例試験、免許）市町村に対する連絡調整事務、市町村において処理することが適当でない事務を扱うことになつた。

議会制度が合理化されたこと

議会の定例会は年四回必ず招集する立前であつたが、年四回以内として団体の都合により二回でも三回でも差支えないことになつた。又常任委員会は機構の簡素化及び議会運営の合理化の趣旨から数が法定された。本市の場合は四委員会をおくことができます。

市町村の経理の公正化について

議員や行政委員会委員は市や市の機関に対して請負をしたり、または主としてこれに対して請負をする法人の役員となることが禁止されました。

監査制度が強化されたこと

学識経験者の中からえらばれた監査委員の任期はいままで二年とされていましたが、こんどから三年とされ議員の中から選ばれた者の任期は議員の任期によることとされ、監査委員は、市が負担金、損失補償、利子補給などの財政的な援助をあたえているものや、資本金を出資しているものの会計についても監査できるものとし、必要なときは関係人にきてもらつたり記録をだしてもらつたりすることができるものとされました。

給与制度が合理化されたこと

従来非常勤の職員については主として月額により報酬を支給していたが、市議会議員以外は原則として勤務日数に応じて支給するようになり、常勤の職員に支給する手当の種類が法で定められるとともに、職員に対するいかなる給与その他の給付（旅費、費用弁償、退職一時金、退職年金など）も法律または、これにもとづく、条例によらなければ支給できないことになりました。

長の総合調整権の強化について

各種行政委員会における組織、職員の身分取扱、予算執行、財産管理などの内部管理に属する事務についてはなかつたが、全体の総合的な合理的な運用を確保するため、これらについて、市長に調整的機能（勧告権等）が附与されました。

小作契約文書化の必要性

小作契約文書化については「期間満了前所定の手続による知事の許可を得た後、契約の更新をしない旨相手方に通知をしない限り従前の契約と同様に更新されたものとみなす」事になつており既に大部分のものは更新されてきております。

現在委員会において実施しているのは更に契約の更新をするのではなく既に更新されている契約を様式等の一部改正や内容の一部修正（小作料の改正、支払期日等の改正）があるために契約書を書き替えておるわけですから誤解のないようお願いいたします。なお期間等については普通田、畑は五ケ年間契約すると期間中は絶対に解約は出来ないもののように考えておられますが期間の途中でも手続を取れば解約は出来ることになつております。又反対に契約をしなかつた場合でもやはり所定の手続を経て許可のない限り土地は返してもらえません。

なお、本会で指定した契約書の内容以外の解除条件（来年になつたら必ず返してもらうとか、又は所有者が労力が増加したら返してくれとか）を附しても小作人に不利な解除条件は農地法では認められませんのでご了承の上契約の文書化にご協力方お願いいたしますはかに不明の点などありましたら本会にお問合せ下さい

川越市農業委員会

◎国有農地貸付期間の更新と継続の確認

国有農地の貸付については貸付期間の更新等について左記により毎年九月末日までに現地調査をしてそれによつて認定することに改正されましたのでお知らせいたします。

一、農耕を目的とした貸付の場合

◎契約で禁止されている転貸、権利の譲渡、若しくは設定されているとき、貸付料の滞納、形質変更、耕作の用に供されていないとき、その他信義に反した行為があると認められるとき

二、転用を目的とした貸付の場合

◎申請内容と異つた内容等、例えば納屋を建築する申請で住宅がたてられたり又は申請どおり建物が建てられなかつたりした場合

右のような場合は何れも貸付契約を解除することになりました。なお毎年九月に調査をし十月一日より翌年九月末日までの契約をすることになりました。

川越市農業委員会

学校だより

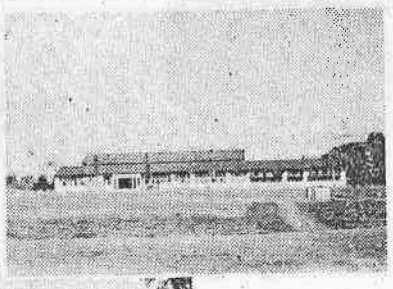

芳野中学校

芳野小学校

教育委員は任命制

十月一日より

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

市町村はすべて小学校及び中学校を設置し管理する責務を負つています。現に川越市でも小学校一六、中学校一三の学校を設置し管理しております。この場合学校とは単なる校舎を意味するものではないことは明です。学校を維持管理するためには校地校舎を整えるばかりでなく校長教員その他の職員を配してその運営に当らしめ更に学校に入学する児童生徒の管理等学校運営全般にわたつて所要の配慮を加える必要があります。即ち学校の管理は物的管理、人的管理、運営管理の三つを総称したものということが出来ます。新法は教育行政における地方自治の尊重という原則を重要な理念としてつくられたものであります。

この法律は六章六十一条と附則から成り昭和三十一年十月一日から施行する事になつていますが教育委員会の設置及び委員の任命その他教育委員会の組織に関する関係規定は六月三十日から施行されました。従つて九月三十日までは現教育委員の方々が在任することになつています。即ち委員の選任方法は直接公選の制度を廃止し地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するなどの措置を講ずると共に、教育委員会と知事や市町村長との間の権限に調整を加えた外教育財産の取得及び処分の権限、教育事務に係る契約の締結の権限、支出の命令の権限を知事や市町村長に移すことゝして両者の関係を調整し、地方公共団体における教育行政の円滑な運営とその振興を図ろうとしたものであります。

要約すると次の四つの点が考えられます。

1 地方自治の尊重

2 教育の政治的中立と教育行政の安定

3 指導行政の重視

4 行政の調和と連絡

以上

地代家賃統制令の改正

地代家賃統制令の一部が七月一日から改正になりました。改正の要点は次のとおりです。

専用住宅の場合

三十坪以上の住宅とその敷地は統制がはずされました

現在の住宅事情社会事情からみて延べ面積が三十坪をこえる大規模な借家については、これを統制する必要がないと認められたため、その敷地とともに統制除外としたものであります。

店舗併用住宅の場合

居住部分が三十坪以下でも事業用部分が七坪以上であるときは統制されないことになりました。

大修繕の場合

こんどの改正で普通の「改良工事」か「大修繕」と認められる工事」がなされたときは増額申請が認められました。大修繕とは構造上主要部分の修理及びこれに関連した修繕でその費用が建物の延坪当り二千円以上となつたものです。この場合工事費の百分の二以内を従来の家賃に加算できます。

川越大名行列

豪華なもよおし

（写真は大名行列）

国宝喜多院国師堂舎修復落慶
太田道灌江戸築城五百年記念

市と商工会議所では、川越大名行列協賛会を設け、その主催のもとに、喜多院国宝堂舎修復落慶にあわせ太田道灌江戸築城五百年を記念し、十月六・七の両日にわたり、川越大名行列とともに多催な行事を全市を挙げて行うことになつた。

なお、この大名行列には、太田市仲町六丁目の有志六〇名を呼び、市内地元有志八〇名にくわえ、その他関係者三〇名と一七〇有余名の大行列が、一日歩行巨離一里半所要時間六時間に及び、えんえんとして市内をねり歩く様は、雄大にして壮観をきわめることでしよう。

また、大名行列の行事の一部として、写真コンクールが開催される。賞金は三万円となつている。

可愛いお子さんのために

百日咳ジフテリア予防注射を

予防接種法に基づいて昭和三十一年定期百日咳及びジフテリア予防注射を左記によつて実施いたしますから該当者はもれなく受けられるようお知らせします。

百日咳予防注射

施行月日	一回	二回	三回	時間	場所	区域
九月十日（月）	九月二十日（月）	十月八日（月）		午後一時より三時まで	第二小学校	本町、郭町、宮下、宮元、志義、神明、喜多、高沢、相生、鷹部、南町、久保、上久保、鹿下、杉下、江戸、石原賀、多
九月十一日（火）	九月二十五日（火）	十月九日（火）		午後一時より三時まで	第三小学校	中原、新田、六軒、連雀、橋町、猪鼻、境町、今成、小ケ谷、野田、小室
九月十二日（水）	九月二十六日（水）	十月十日（水）		午後一時より三時まで	第四小学校	通町、菅原町、脇田町、喜志町、新宿
九月十三日（木）	九月二十七日（木）	十月十一日（木）		午後一時より三時まで	第小学校	小仙波町、久保町、西小仙波町
九月十四日（金）	九月二十八日（金）	十月十二日（金）		午後一時三十分より三時まで	第二小学校	三軒屋、中原、新田、橋町、六軒、連雀、猪鼻、今成、小ケ谷、鷹田、小境
九月十五日（水）	九月二十九日（水）	十月十三日（水）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	通町、菅原町、脇田町、喜志町、仙波町、新宿
九月十六日（木）	九月二十日（木）	十月十四日（木）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、久保町
九月十七日（金）	九月二十一日（金）	十月十五日（金）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月十八日（土）	九月二十二日（土）	十月十六日（土）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月十九日（月）	九月二十三日（月）	十月十七日（月）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十日（火）	九月二十四日（火）	十月十八日（火）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十一日（水）	九月二十五日（水）	十月十九日（水）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十二日（木）	九月二十六日（木）	十月二十日（木）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十三日（金）	九月二十七日（金）	十月二十一日（金）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十四日（土）	九月二十八日（土）	十月二十二日（土）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十五日（月）	九月二十九日（月）	十月二十三日（月）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十六日（火）	九月三十日（火）	十月二十四日（火）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十七日（水）	十月一日（水）	十月二十五日（水）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十八日（木）	十月二日（木）	十月二十六日（木）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月二十九日（金）	十月三日（金）	十月二十七日（金）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
九月三十日（土）	十月四日（土）	十月二十八日（土）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月一日（月）	十月五日（月）	十月二十九日（月）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月二日（火）	十月六日（火）	十月三十日（火）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月三日（水）	十月七日（水）	十月三十一日（水）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月四日（木）	十月八日（木）	十月三十一日（木）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月五日（金）	十月九日（金）	十月三十一日（金）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月六日（土）	十月十日（土）	十月三十一日（土）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月七日（月）	十月十一日（月）	十月三十一日（月）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町
十月八日（火）	十月十二日（火）	十月三十一日（火）		午後一時三十分より三時まで	第小学校	仙波町、小仙波町、松江町、西小仙波町

該当期間　自31.2.1至31.6.30までに生れた幼児

施行月日	一回	二回	三回	時間	場所	区域
九月三日（月）	九月十七日（月）	十月一日（月）		午後一時三十分より三時まで	山田館	山田地区
九月四日（火）	九月十八日（火）	十月二日（火）		午後一時三十分より三時まで	細田所	細田地区
九月五日（金）	九月十九日（金）	十月三日（金）		午後一時三十分より三時まで	福原栽縫室	福原地区

該当期間　自30.1.1至31.5.31に生れた幼児

該当者

1 初回免疫（三回注射）

2 追加免疫（一回注射）

前回初回免疫の終つた者

実費　一人金百円也

追加免疫　一人金五拾円也

ジフテリア予防注射

該当者

1 昭和三十年九月一日より昭和三十一年一月三十一日までに生れた幼児

2 前回の該当者で注射を受けなかつた者

実費　一人金参拾円也

都市計画税が課せられた場合

本年から都市計画税が課せられる土地建物の場合はその税額の 1/12 を加算できます。

現在の算出は次の通りです

土地倉税×1,000分の3＝地代月額

家屋倉税×1,000分の3＋（24円×延坪数）＝純家賃

純家賃＋地代＝家賃統制額

楽しくとしよりの日を
迎える 川越養老園

川越養老園は国鉄川越線笠幡駅から徒歩で五分、霞ケ関ゴルフ場を前に見晴らす高台に八月八日落成し、二十一日に開園、八名が入園しました。

九月十五日としよりの日までには収容定員の三十二名が入園する運びになっています。

養老園建設の声を聞き伝え各方面から温い愛の手が差しのべられ、多数のご寄附下さいました方々に紙上より厚く御礼申上げます。

市外からの特別ご寄附

テレビ一台
米国サンフランシスコ市ブッシ街二〇一五　鈴木孝志氏
浴衣一〇〇枚
東京都文京区駒込林町二九　山本沢子氏

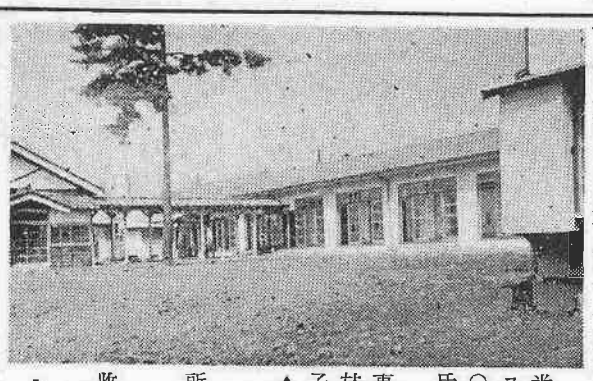

▲社会福祉法人川越養老園の概要

所在地　川越市大字笠幡三六八五ノ一
収容定員　第一期三十二名（第二期28名、第三期20名）
職員　八名
敷地　総坪数一、八五八坪（借地）
建物　総坪数一六五坪三三三
1. 木造瓦葺平家建　二五坪五八三
2. 木造スレート葺二階建延　一二坪
3. 木造掛洋型瓦葺平家建一二七坪七五（渡廊下共）
工費
第一期工事費四、九六一、〇〇〇円
◇郵政募金配分金
一、三九六、七四三円（二八・三%）
◇地元負担金　三、五六四、二五七円（七一・七%）

ごみの集収手数料
特別清掃地域の方々に

本年六月よりごみの手数料を徴収することゝなりましたが、特別清掃地域内の皆様にお知らせをしました手数料（普通、特別の二種類）のことについて重ねてご協力をお願いいたします。

普通手数料　一人月額五円（二才未満は無料）

特別手数料　対象は別表のとおりで普通手数料に式拾円を加算した額です。但し一日の排出量が平均十キログラムを超えるものは五キログラムを増す毎に五円加算になります。（この量は市長の認定による）なお疑問の点は市衛生課に直接お問合せ下さい。（衛生課）

特別手数料徴収の対象

（ごみ・燃えがら）

広大な宅地、建物（敷地三百坪以上を有する住家。事務所、事業場、集会場、公会堂、営業所、停車場、社寺教会、アパート、寄宿舎、寮、飯場、興行場、百貨店、学校、病(医)院、診療所、保育園、その他これ等に類するもの。）

業態上多量に排出するもの（旅館、料理飲食店、娯楽場、下宿屋、浴場、市場、青果商、花き商、魚介商、乾物雑穀商、繊維製品商、日用品雑貨商、瀬戸物商、金物商、電気器具商、食糧品商、その他これ等に類するもの）

文化財めぐり　川越

喜多院の文化財

喜多院の重要文化財（国宝）のうち、徳川家光が佩刀の「友成」の太刀と、昌庵吉信筆の職人尽絵の屏風が国立博物館に保管されている。この屏風画は二十四枚の風俗画図で、室町時代の禁裏（皇居）に御用をつとめる、諸職人の製作のありさまが、美しく極彩色で描写された。

この画は室町末期の考証を伝えた風俗画であり、当代に戦後ながら、京都の刀師弓師等の生活模式が知られてよく落付と平和の気分が表現されている。

また大師堂（潮音殿）に正安二年の銅鐘がある。

「武蔵国足立郡鳩井郷箭崎山
依悲母命奉鋳之
正安二年庚子三月八日
沙彌　慶願
大工　源景恒」

と銘文があつて、昔に銅鐘は仙波の田の中から出土発掘された。この「鳩井郷」は鳩谷の旧称であり、ここの八幡宮（的場の地蔵院）に奉納された古鐘で、弘安の役に母が出征する我子の武運長久を神々に祈願した亡母の遺命を守つて、その子の慶願が、ここに「依悲母命奉鋳之」と刻して八幡宮に寄進したもので、子を思う母性愛と、また報恩謝徳の意義がこの銘文にも能く察知されてくる。

この銅鐘は鎌倉時代末期の型をよく現わし、名鐘で均整もとれ、その上部には飛雲が彫られている。優美でありエボが長く特長とされた。喜多院では古く「めし」時についたので、めしくい鐘と云つたがまた上部に虫のくつた様な欠所があるので、虫喰鐘とも呼ばれたとも伝えている。前号に記述した、出土品の「瓦経」は国立博物館に出陳されているが、この瓦経が出土は関東地方では珍らしく、経塚信仰の貴重なるものとされた。この経典の法華経が書風から推考されて藤原時代と確定された。已に藤原時代の遺物が川越から発見されしは郷土の誇りで、喜多院の厚信資料としても珍重のものである。かつて「集古十種」にも上代の古銅印出土がこの堀ノ内からあつたと記されている。今回の落慶式を記念して郷土博物館の建設を希望する。之等の宝物を陳列して文化財を普及したい。

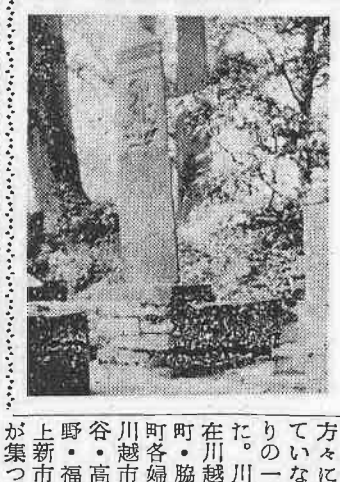

（慈眼堂と歴応五年の碑）

〔農事だより〕
冬の飼料は「サイレージ」で

冬の間の家畜の飼料には、乾草や稲ワラだけでは、完全な営養は期待出来ません。そこで、野草や飼料作物をサイロにつめて冬の間の飼料とします。この飼料をサイレージといいます。つまり、サイレージとは生草類や根葉類、蚕沙、甘藷その他農産物の残り屑などのようなものをサイロに詰めこんで、これに重石をのせ、軽い乳酸醗酵を起させ長く貯蔵が出来るようにした飼料です。このサイロに詰める作物の中では、トウモロコシなどは捨る部分が全然なく、また、良質の生草でも同様です。それに乾草に比べて三倍からの量を貯蔵することが出来ます。作物で、サイレージにするものには、トウモロコシ、エンバク、大豆、エンドウ、ソラマメなどの青刈したもの外、甘藷、ジャガイモ、大根、カブ等の根葉類や、甘藷蔓、大根カブなどの葉、また牧草では、オーチャード、チモシー、ルーサン、クローバ、レンゲ野生のスキ、チガヤなどいくらでもあります。

また、桑の葉、蚕沙、澱粉粕、ビール粕、豆腐粕などは限りなくあります。これをつめ込む際に大切なことは、作物の水分を含んでいる量が七〇%から八〇%あるものが最もよく、青刈トウモロコシは、この標準量に適していて家畜にも喜ばれる様です。

大根の葉やレンゲなどは、水分が多すぎますから、一日ほど干してからの方がよく、糖分の少いレンゲやクローバなどは、醗酵が不充分となつて腐ることもあります。糖分の多い草は詰めるときには、切藁を二割位混ぜて詰めた方がよいです。

また糖分の多い草は、二カ月位詰めこんでから、二～三位の場合、上出来です。この方は腐ることはありません。

サイレージは空気にさらすと直ぐ変色しはじめたら引続いて取出す事です。

表面をムシロのようなもので覆つて、空気にふれないようにしておく事も必要です。

☆第四次自衛官募集☆

9月1日～12月15日

昭和32年3月1日現在で満18才以上15才未満の新制中卒程度の学力を有するもの

（詳細は市役所総務課又は各支所に問合せ下さい）☆

派米農業労務者募集

埼玉県国連海外協会では次のとおり派米農業労務者を募集して居ります。

希望者は農務課（又は支所）にご相談下さい。

一、募集人員　概ね一、〇〇〇名
二、派遣地域　カルフォルニヤ州とする。

身体障害者更生への道
川越市民の皆様にお願い

川越市身体障害者福祉会　会長　小高俑平

身体障害者福祉法が私達の更生援護をはかる目的をもつて施行され、わが川越市身体障害者福祉会も設立以来五ケ年を経過いたしました。

その間市当局を始め市民各位のご支援とご協力によつて各自の更生意欲の昂揚と本会の育成強化に寄与せられましたことは誠に有難く衷心より敬意と感謝を表するものであります。

戦後民主々義の原則である基本的人権の尊重と云う意味から身体障害者福祉法が我が国に始めて施行されるや、全国八十余万のこれらの人々が、漸次更生意欲に燃えて欣然と立上り自立更生の道に邁進していることは、国家社会のためにも誠にご同慶に存じますが前述の如く未だ悪慣習が一部の人々の脳裡に残り因習的観念を捨て切れず本人や家族までが、この法律を曲解し身体障害者手帖の交付を受けることすら恥辱と考え、従つて、本会に入会を拒む者さえあることは、社会福祉のためにも甚だ遺憾であり又時代に逆行するものでありまして川越市の発展のためにも甚だ残念に思ふのであります。

現在川越市に一千名の会員がおりますが、遺憾ながら私達と境遇を共にする方々が増加の一途を辿つておることであります。戦争はなくとも近代交通文化の発達に伴つて交通事故は日を追つて上昇の一途にあり、加えて産業災害等又然りでありまして現今これらの災害から脱却できると誰が断言できましよう。

何卒賢明なる川越市の皆さん本会の趣旨をご理解下され、一層のご支援とご協力を賜りたく紙上をもつてお願いするものでございます。

なお家庭に又はご近所に身体に障害を有する方がおいでになると思いますが、手帖の交付を受けますと税金の控除を始め種々の恩典もございますので、手帳の交付を受けると共に本会に入会（会費は現在徴収せず）されるようご配慮下さることを重ねてお願い申上げます。

また今秋埼玉県内二万余名の代表が当市に参集し更生意欲の昂揚と社会のご理解を得るために第五回更生運動会を開催することになつております。その際は格段のご協力を賜りたくお願いいたします。

手帳の交付等の詳細は市役所民生課内本会事務所にお問合せ下さい。

九月のメモ

二百二十日（11日）
としよりの日（15日）
としよりの福祉週間（15日～21日）
本年のとしよりをめぐる当面の問題一老人年金制度の実現、老人クラブの結成、家庭内における地位の向上一心から敬い感謝いたしましよう。
身体障害者福祉強調職業更生週間（10日～17日）
身体障害者の福祉更生運動を強力に推進、職業更生に社会的関心を高める。
中秋明月（19日）
栄養改善普及運動（21日～27日）
「釣合のとれた栄養」「粉食をもつととりましよう」「食生活の合理化は献立から」
彼岸の入り（20日）
秋分の日（23日）
国土美化運動（24日～30日）
「旅行道徳を守りましよう」「公共施設を大切に」
動物愛護週間（20日～26日）
道路愛護月間（1日～30日）
里親、職親を求める運動（9月～10月）
国土建設郵便貯金特別増強運動
（9月1日～12月31日）

ご存じですか
市連合婦人会の構成

「川越市連合婦人会の組織は？」と聞かれ又「川越市連合婦人会と川越婦人会は同じものですか」と言う質問を近頃度々うけます。

それだけ婦人会というものに関心をもたれてきた証拠と思えばうれしくもあり、又反面現に連合婦人会員の方々の口からきかれる時は一寸意外なさけない思いが致します。まして一般の方々には全然わかつて戴けていない事と思つて市政便りの一隅をお借り致しました。

川越市連合婦人会は現在川越市川越婦人会・新田町・脇田町・小ケ谷・宮元町各婦人会（以上旧市部）川越市霞ケ関・古谷・南古谷・高階・大東・山田・芳野・福原・名細各婦人会（以上新市部）の十四単位団体が集つて連合体となつております。

そして各単位団体の会長が常任理事、その常任理事の互選によつて会長副会長が選ばれます。

理事は一単位団体から三名づつ出ていて理事会を構成しております。

発足は昨年の市村合併と同時で四月五日に発会式を挙げました。

旧川越市連合婦人会が其まま川越婦人会の名で単位団体の一つとして残されておりますために冒頭に書きました様な質問をしばしばうける様な結果になると思います。

発足して日も浅く建設時代とは申しながら充実した新市地区にくらべて旧市地区が四十一区あるうち五団体だけと言うのは余りにもさみしい感が致します。

最初連合婦人会を結成する前に私も準備委員の様な形で南部の方の各地区にお呼びかけいたしましたが何人かの方々から今迄の連合婦人会が発展的解体をして白紙に返つてすつきりしたものを作る必要のあることを御忠告戴いたものでございます。

それが理想で自然の形なのでございましようが種々の事情で現在の様な形になつております。

それ故に最近発会式をあげたときく久保町婦人会が連合会へ入会せずに川越婦人会へ入会したことを伝えきいて何か割切れない思いがしております。

五年十年後各地域に理想的な婦人会が出来る事を希つておりますが、理想に近い連合婦人会になれます事を切望し、男性の方々のご協力とご理解も戴きたいと考えて幹部の一人としてお叱りをうけるのを覚悟の上であえてこの稿を草しました。

川越市連合婦人会副会長　山根仲

お米の配給期限はその月かぎり

お米やさんが消費者のみなさんにお米を配給する期限は、配給月の末日までとなつています。つまり九月分の配給は九月三十日までというわけです。

もし、特別の理由がなく、その月中（九月分は九月三十日まで、十月分以降はこれにならう）にお米の配給をお取りにならないと、配給辞退として処理させていただきます。

また、その月中に特別の理由があつて、配給をお取りになれない場合は市役所商工課へご相談ください。